

千葉県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則について

1 概要

千葉県社会福祉法施行細則は社会福祉法及び関係法令の規定に基づき社会福祉法人等が知事に対して行う申請や届出等について、使用する様式を定めたものである。

今般、児童福祉法及び国家戦略特別区域法の一部改正により国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士が一般制度化されることとなったため、関係する様式について所要の整理を行った。

2 改正内容

第十三号様式の別紙3「社会福祉法第128号各号のいずれにも該当しないことを証明する書類」注1の「、国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。」を削除する。

3 施行期日

令和8年3月23日